

平成26年度 **65歳以上の介護保険料をお知らせします**

■問い合わせ 福祉課 高齢・障害者福祉係 ☎75-4823
佐賀中部広域連合 業務課 ☎40-1135

平成26年度の介護保険料は4月1日現在の世帯における住民税の課税状況等によって7月に確定します。
このため、保険料が確定するまでの納付方法は、次のとおりとなります。

特別徴収（年金天引き）

4・6・8月の納付額は、平成26年度の住民税の課税状況が確定していないため、平成26年2月と同額を天引きするようになります。（8月から保険料が変更になる場合もあります。）

普通徴収（納付書・口座振替）

4月から7月までは平成26年4月1日（賦課期日）現在の世帯の状況と、平成25年度住民税の課税状況等により算定した保険料を暫定的に納付することになりますので、送付される納付書または口座振替により納付してください。

平成26年度仮算定額の納入通知書は、4月中旬頃に送付します。

※ **4月2日以降に65歳になる人は？**

介護保険料の通知書を65歳になる月の翌月に送付します。

徴収方法は、普通徴収となりますので、送付される納付書または口座振替により毎月納付してください。
年金からの天引きが開始されるのは、65歳到達からおおむね6か月後からとなります。

平成26年度 **65歳以上の段階別介護保険料額**

保険料段階	対象者	算式	保険料年額
第1段階	生活保護受給者。または、世帯全員の住民税が非課税で老齢福祉年金受給者	基準額 ×0.5	年額31,620円 (月額 2,635円)
第2段階	世帯全員の住民税が非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.5	年額31,620円 (月額 2,635円)
特例 第3段階	世帯全員の住民税が非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額 ×0.66	年額41,736円 (月額 3,478円)
第3段階	世帯全員の住民税が非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が120万円を超える人	基準額 ×0.75	年額47,436円 (月額 3,953円)
特例 第4段階	本人の住民税が非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円以下の人（世帯に課税者がいる場合）	基準額 ×0.91	年額57,552円 (月額 4,796円)
第4段階	本人の住民税が非課税で、前年の合計所得金額+前年の課税年金収入額が80万円を超える人（世帯に課税者がいる場合）	基準額	年額63,240円 (月額 5,270円)
第5段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が125万円未満の人	基準額 ×1.16	年額73,356円 (月額 6,113円)
第6段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の人	基準額 ×1.25	年額79,056円 (月額 6,588円)
第7段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の人	基準額 ×1.5	年額94,860円 (月額 7,905円)
第8段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額 ×1.75	年額110,676円 (月額 9,223円)
第9段階	本人に住民税が課税されており、前年の合計所得金額が600万円以上の人	基準額 ×2.0	年額126,480円 (月額 10,540円)

○ **口座振替が便利です**

手続きは、納入通知書に同封されている申込書に記入してポストに投函するだけです。

○ **介護保険料の減免**

火災などの特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、保険料徴収の猶予、減免等の制度があります。

また、保険料段階が特例第3段階および第3段階の人を対象とした減免制度もあります。こちらの申請は、7月下旬から受け付けます。市福祉課窓口か佐賀中部広域連合で申請してください。